新型コロナウイルス感染症第84回 危機管理対策本部 会議次第

令和4年7月26日

1 開 会

2 議 題

(1) オミクロン株の特徴を踏まえた北区における濃厚接触者の特定及び行動制限等について

3 閉 会

オミクロン株の特徴を踏まえた 北区における濃厚接触者の特定及び行動制限等について

1. 要旨

令和4年3月16日付(令和4年3月18日一部改正)で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より発出された事務連絡「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(以下「国通知」という。)、及び令和4年3月29日付で東京都福祉保健局感染症対策部長より発出された事務連絡「オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(以下「東京都通知」という。)の主旨を踏まえ、北区保健所による積極的疫学調査を経ずとも、各所属において、感染拡大を防止する観点から、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した者(以下「陽性者」という。)と密に接する等高い感染リスクを有する職員の特定を速やかに行うことができるよう、本取り扱い規定を設け、その特定方法及び行動制限等について取り扱いを定めた。

その後、令和4年7月22日付で「東京都通知」が改正されたため、本取り扱いについても改正を行う。

また、本取り扱い規定については、令和4年7月25日より、国通知及び東京都通知が変更・廃止されるまでの間、有効なものとして取り扱う。

2. 当規定の基本方針

令和4年7月22日付東京都通知における、ハイリスク施設(医療機関、高齢・障害者入所施設)及びハイリスクに準じる施設(高齢・障害児者の通所、訪問系事業所)を除く事業所等では、「社会経済活動の推進の観点から、濃厚接触者を特定しない。」といった考え方を踏まえ、別紙「東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について」に準じて取り扱うものとする。

3. 北区保健所の関与等について

ハイリスク施設等を除き、保健所での感染症法に基づく対応(積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定)は、基本的には実施しない。また、区職場・施設において陽性者が発生した場合、原則保健所への連絡は不要とする。

ただし、陽性者が複数名発生するなど、区職場・施設において感染が拡大していると

考えられる場合、各所属長は保健所に感染防止対策等について相談することを可能とするとともに、陽性者が同時に5名以上発生した場合等、各所属長は保健所に連絡し、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施することとする。

なお、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校及び学童クラブ、放課後子ども教室において、施設内または活動単位ごとに5名以上発生した場合等クラスターが懸念される場合の取り扱いは、別途所管部局と保健所が協議のうえ定める。

4. 留意事項

- (1) 各職場において陽性者が発生した際の保健所への連絡は不要となるが、所属長は、 厚労省等の示す基準に沿って接触者等を特定し、都通知に準じて、必要な対策を講じな ければならないものであること。
- (2)区職員等は、引き続き、検温など職員自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける等の 感染対策に十分留意すること。
- (3) 区職員等に症状がある場合、所属長は速やかに医療機関を受診するよう促すこと。
- (4) 同居家族が陽性となった場合、区職員は濃厚接触者に特定され、行動制限についての待機期間は5日間となる。ただし、2日目、3日目の検査陰性により3日目で待機解除可能となるが、議会対応が必要な管理職などに限定するなど慎重に判断することとする。
- (5) 所属長は、本取り扱い規定について疑義が生じた場合、職員課長又は防災・危機管理課長に相談し、助言を得ることを可能とする。

各特別区保健所長 各保健所設置市保健所長 展

東京都福祉保健局感染症対策部長

オミクロン株の特徴を踏まえた今後の濃厚接触者の特定及び 行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(令和4年7月22日一部改正)に基づき、感染者の発生場所等における積極的疫学調査の実施、濃厚接触者の特定について下記の通り改正し、各都保健所宛に周知いたしました。つきましては、下記の内容を参考の上、地域の実情を踏まえ適切に御対応いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制 限並びに積極的疫学調査の実施方法について

別紙のとおり

- 2 変更箇所
- (1) 濃厚接触者の待機期間等の変更
- (2)保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブにおける濃厚接触者の特定・行動制限方法の変更
- 3 対応の切り替え基準日 令和4年7月22日(金曜日)から

問合せ先

東京都福祉保健局感染症対策部 防疫・情報管理課防疫担当 電 話 03-5320-4088 東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び 行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について

標記について、下記の通り実施するものとする。なお、積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定等については、地域の実情を踏まえ、既に構築された体制を用いて効果的・効率的に実施すること。

記

- 1 感染者の発生場所・発生状況毎の濃厚接触者の特定と行動制限について
- (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合
- ア 積極的疫学調査の実施・濃厚接触者の特定について

同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定を実施する。なお、陽性者本人から濃厚接触者と思われる人に直接連絡すること等を持って特定したこととすることも可能とする。

イ 濃厚接触者の行動制限について

同一世帯内で感染者が発生した場合、全ての同居者が濃厚接触者となり、その待機期間は、当該感染者の発症日(当該感染者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)とする。

なお、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することを可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方(以下「ハイリスク者」という。)との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害者(児)施設等※や医療機関(以下「ハイリスク施設」という。)への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、同一世帯内の陽性者の療養終了までは家庭内外での感染対策に留意する。

※ 障害者(児)施設等には、障害児通所支援事業所のうち、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、並びに救護施設が含まれる。

(2) ハイリスク施設で感染者が発生した場合

ア 陽性者発生時の報告について

施設内で陽性者が 1 名判明した時点で、発生届とは別に、保健所や区市町村主管部署等の関係部署に対し、各施設等から報告を実施する。

イ 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所において調査を実施の上、濃厚接触者を特定する。調査の実施方法については、必要に応じて訪問するなど、地域の実情に応じ、保健所と施設が連携の上、効率的・効果的な対応を行うことを可能とする。

さらに、感染対策支援チームや東京都実地疫学調査チームの支援を得ることが可能 であり、状況に応じて支援要請を行うこと。

ウ 濃厚接触者の行動制限について

濃厚接触者については、5日間の健康観察・行動制限を実施する(6日目解除)。当該濃厚接触者については、2日目及び3日目に実施した抗原定性検査キットによる自費検査の陰性結果をもって3日目に待機解除が可能である。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、2 に記載する職種にあてはまる従事者が、当該職種に定められた要件及び留意 事項を満たす場合、毎日の勤務前に自己検査で陰性が確認できれば、業務の継続を可能 とする。

- (3) 高齢者通所施設、障害者(児)通所施設((2)の施設を除く)等(訪問系サービスを含む。)で感染者が発生した場合
- ア 陽性者発生時の報告について

保健所や区市町村主管部署等の関係部署に対し、各施設等から報告を実施する。

イ 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所において調査を実施の上、濃厚接触者を特定する。調査の実施方法については、 発生状況や地域の実態等を踏まえ、事業所において作成したリストを保健所が確認す るなど、効率的・効果的な方法により実施する。

ウ 濃厚接触者の行動制限について

濃厚接触者については、5日間の健康観察・行動制限を実施する(6日目解除)。当該濃厚接触者については、2日目及び3日目に実施した抗原定性検査キットによる自費検査の陰性結果をもって3日目に待機解除が可能である。なお、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

また、2 に記載する職種にあてはまる従事者が、当該職種に定められた要件及び留意

事項を満たす場合、毎日の勤務前に自己検査で陰性が確認できれば、業務の継続を可能 とする。

- (4)保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び学童クラブ(以下「保育所等」という。)
- ア 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について

保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しない。

ただし、事業所等の場合と比べると、マスク着用等の基本的な感染対策の徹底が困難である場合も考えられるため、個別の事情に応じて柔軟に対応することは差し支えない。

積極的疫学調査を実施する場合は、発生状況や地域の実態等を踏まえ、保育所等において作成したリストを保健所が確認するなど、効率的・効果的な方法により実施する。

イ 陽性者発生時の対応について

保育所等において陽性者が発生した場合に、原則保健所への連絡は行わない。

ただし、陽性者が複数名発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所に感染防止対策等について相談することは可能とする。

また、保育所等において5名以上発生した場合等、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する。

上記ア及びイにおいて積極的疫学調査を行った結果、濃厚接触者を特定した場合の 行動制限については、(1) イと同様とする。

ウ 陽性者と接触があった場合の対応について

保育所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤、登園、登校を含む外 出を制限する必要はない。陽性者と施設内において接触があったと考えられる場合に ついては、以下の①から③までの対応を実施する。

- ① 保育所等で感染者と接触のあった者は、接触のあった最後の日から一定の期間 (目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定 多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えるよう、施設内に周知すること。
- ② 保育所等で感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、5日間の外出自粛や5日目に自主的な検査を実施する。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とする。

- ③ ①、②いずれの場合であっても、症状がある場合には速やかに医療機関を受診するよう促す。
- エ 「保育所等」外で陽性者と接触があった場合の対応について

家族や友人等、「保育所等」外の要因で陽性者と接触した場合は、当該従業者は濃厚接触者としての対応が必要となる。その場合は行動制限については、(1)イ又は(6)イに基づき実施する。

オ その他

感染状況等に応じて、検温など従事者自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

- (5) 上記(2) から(4) 以外の施設(以下「事業所等」という。) について
- ア 積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について 保健所での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施しない。
- イ 陽性者発生時の対応について

事業所等において陽性者が発生した場合に、原則保健所への連絡は行わない。

ただし、陽性者が複数名発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所に感染防止対策等について相談することは可能とする。

また、事業所等において5名以上発生した場合等、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する。

ウ 陽性者と接触があった場合の対応について

事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として出勤を含む外出を制限する必要はない。陽性者と事業所等内において接触があったと考えられる場合については、以下の①から③までの対応を実施する。

- ① 事業所等で感染者と接触のあった者は、接触のあった最後の日から一定の期間 (目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定 多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控え るよう、事務所内に周知すること。
- ② 事業所等で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、5日間の外出自粛や5日目に自主的な検査を実施する。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とする。

- ③ ①、②いずれの場合であっても、症状がある場合には速やかに医療機関を受診するよう促す。
- エ 「事業所等」外で陽性者と接触があった場合の対応について

家族や友人等、「事業所等」外の要因で陽性者と接触した場合は、当該従業者は濃厚接触者としての対応が必要となる。その場合は行動制限については、(1)イ又は(6)イに基づき実施する。

オ その他

感染状況等に応じて、検温など従事者自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

(6)(1)から(5)までの場所以外で感染者が発生した場合

ア 積極的疫学調査の実施・濃厚接触者の特定について

- (1)から(5)までの場所以外で感染者が発生した場合は、保健所等による積極的 疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定する。なお、陽性者本人から濃厚接触者と思われ る人に直接連絡する等を持って特定したこととすることも可能とする。
- イ 濃厚接触者の行動制限について

同一世帯内、職場等以外で感染者と接触した場合の待機期間は当該感染者との最終接触日を0日目として、5日間(6日目解除)とする。

なお、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機解除が可能となる。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

ただし、いずれの場合も7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるものとする。

- 2 各職種における待機期間中の業務従事継続の要件及び留意事項について
- (1) 医療従事者

医療従事者については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること(不要不急の外出に当たらない)が可能となる。

【要件】

- ア 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- イ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(やむを得ない場合は、 抗原定性検査キット)により検査を行い陰性が確認されていること。
- エ 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【留意事項】

- ア 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- イ 基本的な感染対策を継続すること。
- ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。
- エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- オ 管理者は、当該濃厚接触者のみならず周囲の医療従事者及び患者の健康観察を行 うこと。
- カ 検査期間は最終曝露日から 14 日間であること。(オミクロン株の濃厚接触者の場

合は、最終曝露日から3日間、なお、その場合であっても、7日間が経過するまでは、 検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避ける こと等の感染対策を求めること。)

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査(2日目と3日目)及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとする。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

(2) 介護従事者

介護従事者については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること(不要不急の外出に当たらない)が可能となる。

【要件】

- ア 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- イ 他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。
- ウ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために3回目接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可)により検査を行い、陰性が確認されていること。
- オ 濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- カー保健所等により、以下を施設として実施する体制が確認されていること。
 - ・ 当該介護従事者の健康状態 (無症状であること等) の確認
 - ・ 当該介護従事者に係る適正な検査(検体採取・結果判定、検査キットの確保等)
 - ・ 施設内の感染拡大を防ぐための対策 (防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等)

【留意事項】

- ア 感染した場合にリスクが高い入所者に対する介護に際しては、格段の配慮を行う こと。
- イ 当該介護従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策 を継続すること(マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策 の徹底)。
- ウ できる限り、不要不急の外出を控え、通勤時の公共交通機関の利用を避けること。

- エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- オ 当該高齢者施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する介護従事者及び担 当する入所者の健康観察を行い、当該濃厚接触者を介する新型コロナウイルス感染 症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- カ 検査期間は最終曝露日(陽性者との接触等)から3日間に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査(2日目と3日目)及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしている。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

(3)障害者支援施設等の従事者

障害者支援施設等の従事者については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること(不要不急の外出に当たらない)が可能となる。

【要件】

- ア 次のいずれかに該当する施設・事業所であって、外部からの応援職員の確保が困 難な施設・事業所の従事者であること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等
- ・従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所
- イ 他の従事者による代替が困難な従事者であること。
- ウ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- エ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可)により検査を行い、陰性が確認されていること。
- オ 濃厚接触者である当該従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- カ 保健所等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。
 - ・当該従事者の健康状態(無症状であること等)の確認
 - ・当該従事者に係る適正な検査(検体採取・結果判定、検査キットの確保等)
 - ・施設内の感染拡大を防ぐための対策(防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等) (※)障害児通所支援事業所についてはアからオまでの要件を満たすことで、本取 扱を行うことも可能であること。ただし、この場合においても、他の従事者によ

る代替が困難な従事者に限る運用を徹底するとともに、基本的な感染対策を徹底 するなど、感染拡大防止に十分に留意しながら運用すべきものであること。

【留意事項】

- ア 高齢の障害者や基礎疾患を有する障害児者等、感染した場合にリスクが高い入所 者・利用者に対する支援に際しては、格段の配慮を行うこと。
- イ 当該従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること(マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底)。
- ウ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をで きる限り避けること。
- エ 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- オ 当該障害者支援施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する従事者及び担 当する入所者等の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイル ス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- カ 当該障害者支援施設等において新型コロナウイルスワクチン 3 回目接種を実施していない場合は、速やかにその実施に向けて協力医療機関や市町村と連絡調整を行うこと。
- キ 検査期間は、最終曝露日(陽性者との接触等)から3日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日目が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査(2日目と3日目)及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとしている。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

(4)保育所等の職員

保育所等の職員については、陽性者との接触日を0日とし、2日目と3日目に自費検査を行い、陰性であった場合には、3日目から待機を解除すること、更にワクチンを3回目接種済みである等、要件及び留意事項を満たす限りにおいて、待機期間中に業務に従事すること(不要不急の外出に当たらない)が可能となる。

【要件】

- ア 他の職員による代替が困難な職員であること。
- イ 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- ウ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット)により検査を行い、陰性が確認されていること。
- エ 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設長、園長及び校長等(以下「施設長等」という。)の管理者が了解していること。

【留意事項】

- ア 当該職員が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続 すること(マスクの着用や手洗い等により手指を清潔に保つことなどの徹底)。
- イ 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- ウ 当該保育所等の施設長等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する職員及び利 用児童等の健康観察を行い、当該濃厚接触者を介した新型コロナウイルス感染症患 者が発生していないかの把握を行うこと。
- エ 検査期間は、最終曝露日(陽性者との接触等)から3日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

【備考】

集中的検査の実施施設においては、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査(2日目と3日目)及び待機期間中に業務に従事するため、毎日業務開始前に実施する陰性を確認するための検査に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを活用できることとする。本検査は、集中的検査の取扱いとなる。

濃厚接触者に係る特定や行動制限の変更について

令和4年7月22日福 祉 保 健 局

✓ 保健所業務の重点化や社会経済活動の推進の観点から、濃厚接触者の特定等の取扱いを変更 (R4.7.22国通知)

区分	これまでの取り扱い(R4.3.29から7.21まで)		変更後の取り扱い(R4.7.22~)	
	濃厚接触者の特定	行動制限	濃厚接触者の特定	行動制限
①同居家族	■ 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 ■ 陽性者から濃厚接触者に伝達	■ 待機期間は7日間 ・ 4日目、5日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査	■ 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 ■ 陽性者から濃厚接触者に伝達 (現行の取り扱いと同様)	■ 待機期間は <u>5</u> 日間 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査
②ハイリスク施設 医療機関、 高齢・障害者施設 ②-2ハイリスクに 準じる施設 ^(注1) 高齢・障害児者の通 所、訪問系事業所	■ ハイリスク施設は、必要に応じて、 訪問による積極的疫学調査を実施 ■ 保健所が濃厚接触者を特定・連 絡 ■ 施設において濃厚接触者リスト を作成し、保健所が確認 発生状況や地域の実態等を踏まえ、 保健所が効率的・効果的な方法によ	■最終接触日から7日間 ・4日目、5日目の検査陰性で待機解除 ・毎日の検査陰性で従事可 ※集中検査のためのキットを活用	■ハイリスク施設は、必要に応じて、 訪問による積極的疫学調査を実施 ■保健所が濃厚接触者を特定・連絡 ■施設において濃厚接触者リストを 作成し、保健所が確認 発生状況や地域の実態等を踏まえ、保健 所が効率的・効果的な方法により確認 (現行の取り扱いと同様)	■ 最終接触日から <u>5</u> 日間 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ・毎日の検査陰性で従事可 ※ 集中検査のためのキットを活用
③保育所等(注2)	り確認		■ 濃厚接触者を特定せず	■ 以下の対策を管理した上で、従事可 (a) 通常の接触の場合 一定期間(目安として7日間)の体調管理、
④事業所 ハイリスク施設 を除く	■ 濃厚接触者を特定せず ※ただし、クラスター発生など 更なる感染対策が必要な場合、 保健所による調査や感染対策 の協力を要請	■ 以下の対策を管理した上で、従事可 (a) 通常の接触の場合 一定期間(目安として7日間)の体調管理、 ハイリスク行動回避、マスク着用等実施 (b) 感染対策なしに陽性者と食事 一定期間(5日間程度)の外出自粛等の感 染対策、自主的な検査(自費検査)実施 ※いずれの場合も有症状は受診	■ 濃厚接触者を特定 せ9 ※ただし、クラスター発生など更なる感染対策が必要な場合、保健所による調査や感染対策の協力を要請	ハイリスク行動回避、マスク着用等の実施 (b) 感染対策なしに陽性者と食事 一定期間(5日間程度)の外出自粛等の感染 対策、自主的な検査(自費検査)の実施 ※いずれの場合も有症状は受診 保育所等外で濃厚接触者となった保育所等従事者 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ・毎日の検査陰性で従事可 ※集中検査のためのキットを活用
⑤同居・職場 以外	■保健所が濃厚接触者を特定・連絡 ■ 陽性者から濃厚接触者に伝達	■ 待機期間は7日間 ・ 4日目、5日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査	■ 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 ■ 陽性者から濃厚接触者に伝達 (現行の取り扱いと同様)	■ 待機期間は <u>5</u> 日間 ・ 2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査

- (注1)通所施設等について、国通知では「事業所」に分類されているが、都では「ハイリスクに準じる施設」として、陽性者が1名発生した段階から濃厚接触者の特定や行動制限を行う。
- (注2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ

濃厚接触者判断チェックリスト

「職場・学校などで陽性者が発生した」

「家族・友人・知人が陽性者になった」場合には、

以下のチェック項目で、自分が濃厚接触者に当たるか確認してください。

【陽性者と最後に会った(接触)した日はいつですか?】

陽性になった人が他人に移す可能性のある期間(※)に接触している場合には、次の**各項目に該当するか確認**してください

- ※ 陽性となった人に症状が有る場合 ⇒ 症状が出た2日前~人に移す可能性があります 陽性となった人に症状が無い場合 ⇒ 検査した日の2日前~人に移す可能性があります
- 1 対面で手が触れる距離(1 m以内)に15分以上一緒でしたか? ポイントは、接触状況が「対面」「会話」「飲食」「換気の悪い室内」など
- **2** マスクをしないで、会っていましたか? あなたがマスクをしていても、陽性者が外していた場合も該当 また、あごにずらす、鼻マスクなど、正しく着用できていない場合も該当
 - A 1と2同時に該当する場合、濃厚接触者の可能性有
- | 3 | 同居あるいは長時間の接触(車内、航空機等含)でしたか?
- - (B) 3と4いずれかに該当する場合、濃厚接触者の可能性有
 - ⇒【A】【B】いずれかに該当する場合は、裏面を確認

《濃厚接触者の定義》

感染可能期間(発症2日前等)に接触し、次の範囲に該当する方

- 1. 同居あるいは長時間の接触(車内・航空機内等を含む)があった
- 2. 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した
- 3. 患者の痰や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い
- 4. 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、 必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった

濃厚接触者に該当する場合

濃厚接触者に該当する(定義にあてはまる)場合

症状が表れた際の自宅等での検査

・自宅待機期間中に症状が表れた際に、医療機関受診前に検査をするための抗原検査キット配送を都にお申込いただけます。 サイトはコチラ→https://tokyo-testkit.jp/

症状がある場合や、検査キットで陽性疑いとなった場合、体調急変時

受診の相談

- ・医療機関に連絡の上、自分が濃厚接触者であることを伝えて下さい。
 - *ご自宅で検査キットを使って検査をした場合、その結果も伝えて下さい。
 - *家族が陽性の場合等、検査を実施せず、症状のみで医師が診断する場合があります。
- ※診療・検査医療機関の一覧

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html

・受診の際は自身で行った検査結果をお持ちください。

検査陽性、又は症状のみで新型コロナウイルス感染症と診断された場合

左記以外の場合

医師の指示に 従って下さい。

自宅待機

- ・最後に接触した日から5日間の自宅待機をお願いします。
- ・自宅待機中に体調変化があった場合には、医療機 関に連絡し、受診してください。
- ・最後に接触した日から2日目、3日目に自主的な 検査(御自身で購入されたキットによる抗原定性検 査)で陰性の場合、待機解除することができます。 ※2日目、3日目の自主検査に、都が配布するキッ トは使用しないでください。